

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令」の公表について

令和6年6月18日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会では、最近における経済情勢の変動に鑑み、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人に支給する日当の上限額を引き上げるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和三十二年政令第三百三十二号）第二条第二項の一部を改正することとし、改正案を令和6年4月16日に公表し、同年5月17日を期限として、広く意見を募集したところです。
- 2 今回の意見募集では、5件の意見が提出されました。意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙1のとおりです。公正取引委員会では、提出された意見を慎重に検討した結果、原案を維持し、別紙2のとおり、本政令を改正することとしました。
また、本政令は、本日閣議決定されました。
なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局審査局管理企画課において供覧します。